総務文教常任委員会提出資料
令和７年９月16日　財政課　№４

公共施設使用料の見直しについて

１　趣旨

公共施設等総合管理指針に基づき、市が管理する公共施設について、受益者負担の適正化を図るため、施設の維持管理経費を踏まえた使用料に見直しを行うもの

２　現状と課題

⑴　公共施設の維持管理経費が年々増加しており、使用料収入との乖離が拡大
　⇒　使用料収入の適正化による施設維持の財源確保へ

⑵　利用者と非利用者間の税負担の公平性を確保

３　見直しの方法

⑴　減免措置の見直し　⇒　普段利用される団体の使用を減免なしとし、受益者負担の適正化を図る。

⑵　使用料の見直し　⇒　類似施設や他市等の施設を参考に設定していた使用料を、施設運営に係る維持管理経費から算定する方法に見直す。

４　見直しの内容

⑴　減免措置の見直し（別紙のとおり）

①　普段、利用している団体の使用料を減免なしとする。

なお、使用料改定案の算定にあっては、２分の１減免後の額をベースとする。

減免基準	改正前	改正後
地区公民館を当該地区公民館が所在する地区の住民で構成する団体が利用する場合	全額免除	減免なし
スポーツ協会・文化協会に加盟している団体が本来の活動目的で利用する場合	２分の１減免	減免なし
老人クラブ、青年会、婦人会等が、団体の活動目的に沿ってスポーツ活動で利用する場合	２分の１減免	減免なし

②　小中学生、高校生の利用については、全額免除とする。

減免基準	改正前	改正後
主に市内の小中学生を対象にしたクラブ活動等のうち、健全育成につながる活動に利用する場合	全額免除	全額免除 （変更なし）
市内の高等学校等が学校の授業及び行事（クラブ活動を含む。）で利用する場合	２分の１減免	全額免除

③　その他

減免基準	改正前	改正後
市及び教育委員会が後援する事業のうち、全県規模に匹敵する事業等で特に公益性が高いと認める活動に利用する場合	全額免除	２分の１減免
身体障害者福祉法等による手帳の交付を受けている人により構成されている市内の福祉団体及び保護者の団体が利用する場合	全額免除	２分の１減免

⑵　使用料の見直し

①　使用料設定方法の見直し

これまで、類似施設や他市等の施設を参考に設定していた使用料を、施設運営に係る維持管理経費（人件費、物件費、維持補修費など）から算定する。

②　改定基礎額の算定方法

施設運営に係る維持管理経費から、１㎡・１時間当たり又は１人当たりの経費を算出する。これに、会議室や体育館の面積を乗じて、料金区分ごとの「改定基礎額」を算定する。

冷暖房、照明等は、近年の光熱水費の上昇状況を踏まえ、現行料金の1.2倍で算定する。

③　改定案の算定方法（激変緩和措置）

改定案については、現行料金（減免規程が適用される施設は、現行料金の２分の１の額）と改定基礎額を比較して、改定基礎額が現行料金を上回る場合は改定を行う（改定基礎額が現行料金を下回る場合は「据え置き」とする。）。

改定に当たっては、現行料金の1.5倍を上限とするが、料金が高くなるほど増額幅が大きくなることから、それぞれの料金区分に応じて上限を引き下げる激変緩和措置を設ける。

現行料金区分	上限	改定案の設定基準
500 円以下	1.5 倍	現行料金×1.5＜改定基礎額　→　現行料金×1.5 現行料金×1.5≧改定基礎額　→　改定基礎額
1,000 円以下	1.4 倍	同上
5,000 円以下	1.3 倍	同上
10,000 円以下	1.2 倍	同上
10,000 円超	1.1 倍	同上

※改定案は 100 円単位とし、100 円未満の端数が生じる場合は切上げとする。

④　改定のイメージ（改定例）　　※個別施設の具体例は３ページ参照

(a)　現行料金　200円、改定基礎額　600円の場合

600円＞200円×1.5倍（300円）　→　300円に改定

(b)　現行料金　1,500円、改定基礎額　1,800円の場合

1,800円＜1,500円×1.3倍（1,950円≒2,000円）　→　1,800円に改定

５　歳入見込み　　※令和６年度歳入決算額（使用料）で試算

・R6施設使用料　157,825 千円

・改定後使用料　188,000 千円（約 30,000 千円増）　※うち使用料改定分 20,000 千円

減免見直し分 10,000 千円

６　施行期日　　令和８年４月１日以降の使用分から

７　今後の方針

時期	対応等
令和７年９月	市議会（各常任委員会）で改定案説明
10月～	地区訪問懇談会で見直しについて説明
12月	市議会に関係条例の一部改正（一括条例）議案を提出
令和８年１～３月	市民周知（広報のほか、各施設での掲示等）
４月～	新使用料での運用開始

■改定案

施設(使用料区分)	現行料金	減免後 使用料	改定 基礎額	改定案 使用料 (減免なし)	実上昇率
糸魚川市斎場（能生火葬場） 市民１件	**10,000 円**	－	69,167 円	**12,000 円**	20%
能生マリンホール （多目的ホール、１時間）	570 円	**280 円**	809 円	**500 円**	75%
ビーチホールまがたま （多目的ホール、平日 9～12 時）	6,600 円	**3,300 円**	711 円	**3,300 円**	0%
市民会館 （大ホール、平日 9～12 時）	19,200 円	**9,600 円**	19,962 円	**11,600 円**	21%
青海総合文化会館 （大ホール、平日 9～12 時）	13,500 円	**6,750 円**	14,010 円	**8,100 円**	20%
青海総合福祉会館 （浴場、大人１人）	**300 円**	－	708 円	**500 円**	67%
能生生涯学習センター （多目的ホール、１時間）	350 円	**170 円**	217 円	**300 円**	71%
青海生涯学習センター （第１会議室、１時間）	200 円	**100 円**	75 円	**100 円**	0%
公民館 （会議室 50 ㎡未満、１時間）	100 円	**50 円**	49 円	**100 円**	100%
能生体育館 （１時間）	400 円	**200 円**	1,972 円	**300 円**	50%
市民総合体育館 （メイン競技場、１時間）	1,250 円	**620 円**	2,117 円	**900 円**	44%
田沢体育館 （１時間）	200 円	**100 円**	1,059 円	**200 円**	100%

※減免規程が適用される施設については、２分の１減免後の額と改定基礎額を比較して算定

【参考】増額幅が大きい施設

［減免なし］美山多目的集会施設（ﾜｰｸｽﾍﾟｰｽ団体利用）40,000 円　⇒　44,000 円

［減免あり］市民会館（大ホール、平日以外全日）77,800 円（38,900 円）⇒　42,800 円

糸魚川市公の施設使用料に係る減免基準を定める規程（減免の基準）【見直し案】

第３条第１項（全額免除する場合）		改正前	改正後	備考
(1)	市の政策に沿った事業を展開する活動に利用する場合	全額免除	全額免除	そのまま
(2)	利用目的が利用者以外の市民福祉の向上に寄与し、市長が支援する必要があると認める活動に利用する場合	全額免除	全額免除	そのまま
(3)	市及び教育委員会が後援する事業のうち、全県規模に匹敵する事業等で特に公益性が高いと認める活動に利用する場合	全額免除	２分の１減免	共催：全額免除 後援：２分の１減免
(4)	主に市内の小中学生を対象にしたクラブ活動等のうち、健全育成につながる活動に利用する場合	全額免除	全額免除	そのまま ジュニアスポーツ団体、 地域クラブを含む。
(5)	市内の幼稚園、保育園、小中学校が授業等に利用する場合	全額免除	全額免除	そのまま
(6)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「身体障害者福祉法等」という。)による手帳の交付を受けている人により構成されている市内の福祉団体及び保護者の団体が利用する場合	全額免除	２分の１減免	第２項(5)アに準拠
(7)	国又は他の地方公共団体が市民の福祉向上につながる事業として利用する場合	全額免除	削除（100％もらう。）	国又は他の地方公共団体の場合、 目的を問わず100％もらう。
(8)	地区公民館において、当該地区公民館が所在する地区の住民で構成する団体が地区公民館の利用目的に即して利用する場合	全額免除	削除（100％もらう。）	第２項(4)に準拠
第２項（2分の１に減免する場合）		改正前	改正後	備考
(1)	非営利団体等が市民活動を活発にするために企画及び実施する講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会等で市長が支援する必要があると認める活動に利用する場合	２分の１減免	削除（100％もらう。）	第２項(4)に準拠
(2)	市及び教育委員会が主催した講座等の修了者が、自主グループを立ち上げ、講座等の修了した年度の翌年度末までの間、その活動を継続及び発展させていくための活動に利用する場合	２分の１減免	削除（100％もらう。）	第２項(4)に準拠
(3)	市内の高等学校等が学校の授業及び行事(クラブ活動を含む。)で利用する場合	２分の１減免	全額免除	第１項(4)(5)に準拠 施設利用・予約等のルール必要
(4)	糸魚川市スポーツ協会又は糸魚川市文化協会に加盟又は登録している団体が、本来の活動目的で利用する場合	２分の１減免	削除（100％もらう。）	この取扱いを基本とする。 （現行料金の1/2をベースに設定）
(5)	体育施設において、次に掲げる者が当該各号に定める目的で利用する場合 ア　身体障害者福祉法等による手帳の交付を受けている個人が、スポーツ及び体育のために利用する場合	２分の１減免	２分の１減免	そのまま 第１項(6)と統合
	イ　老人クラブ、青年会、婦人会等が、団体の活動目的に沿ってスポーツ活動で利用する場合	２分の１減免	削除（100％もらう。）	第２項(4)に準拠
	ウ　地区公民館が公民館事業活動をしていると認める団体が、スポーツ活動で利用する場合	２分の１減免	削除（100％もらう。）	第２項(4)に準拠
(6)	健康増進施設において、身体障害者福祉法等による手帳の交付を受けている個人が、健康増進のために施設を利用する場合	２分の１減免	２分の１減免	そのまま 第２項(5)アに準拠
第３項（市長が認める場合）		改正前	改正後	備考
(1)	前2項各号に定めるもののほか、利用目的に当該各号と同様の公益性を見出せる場合は、市長は使用料等を免除又は減額することができる。	免除又は減額	免除又は減額	そのまま